

平成30年度 入札監視委員会議事概要

北関東防衛局

開催日及び場所	平成30年6月19日(火) さいたま新都心合同庁舎2号館7階A・B会議室
委員	木下潮音(弁護士) 岩谷真(不動産鑑定士) 長内温子(公認会計士) 菊池喜昭(大学教授) 徳力徹也(大学教授)

I 契約実施機関が締結する契約(建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
審議対象件数	311件

1.入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	8件	審議概要	【抽出案件】 (1)、(2) 防衛監察本部 (3)~(8) 北関東防衛局
一般競争	8件		
随意契約	0件		

意見・質問		回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出案件】</p> <p>○一般競争入札</p> <p><b>(1) 監察要員の育成研修(防衛監察本部)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約から研修の実施まで期間が短いと思われる。この時期は、会計士の業界は最も繁忙な時期であることから契約自体を前倒して、準備期間を延ばす等の検討はできないか。 また、受注後に新たにテキストを作成するとなると、新規参入者にとっては準備期間がさらにタイトとなるが、このあたりはもっと工夫をされた方が良くはないか。</li> <li>・ 研修のスケジュールについて3日集中は代えがたいのか。2日、3日と実施の時期をずらせばもっと参加者が増えると思うので、ご検討頂きたい。</li> <li>・ 発注者としては4月の人事異動時期に合わせて4月に研修をやりたいが、応札者となる会計監査法人にとっては3月は企業の対応で一番忙しい時期となる。6月過ぎくらいにやればもっとゆとりがあって、各社応札しやすいと思うが、研修の時期を動かせないのであれば発注手続きをもっと早く出す等を検討されたい。</li> <li>・ 平成30年は2者応札と参加者が増えたわけだが、概算見積り(時間単価)は2者ともとっているか。</li> <li>・ 24年度に複数社参加しており、それ以降1者になっているが、24年度に多数の参加があったのは何か要因があったのか。 また、履行期限が28年度から前倒しされた理由は何故か。</li> </ul> <p>○一般競争入札</p> <p><b>(2) 乗用車(箱型セダン)(防衛監察本部)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備は、なるべく早い時期から行いたいと考えている。今回についても、前年度1月から動き出しており、入札は2月に行っていることから、準備期間はとっていると考えているが、もっと早めること、工夫することを検討していきたい。</li> <li>・ 本研修は、新規着任者を監察要員として育成するため、早期に研修を実施する必要があることから3日間集中的に実施しているが、ご意見については検討していきたい。</li> <li>・ ご指摘の点は、早期発注も含めて検討していきたい。</li> <li>・ ご提示したとおり、2者から概算見積り(時間単価)をとっている。</li> <li>・ おっしゃるとおり24年度は多数の参加があったことから、参加者数について分析したところ、特別な要因は分からなかった。履行期限については、おそらくは防衛監察が始まる時期に併せて研修時期を設定し、新規着任者にしっかり監察を習得させるためと考えられる。</li> </ul>

○委員からの意見  
・  
質問  
○  
それに対する回答等

・郵便入札を実施したとあるが、電子入札等、もう少し機能性のある入札方法をとることはできなかったのか。  
一般的な車両の調達なので、広く公告して多くの企業に参加して頂くような対応をされたい。  
また、電子入札の体制を整えた方が業務の効率化等にとっても良いのではないか。

・入札参加辞退の理由について、具体的に説明頂きたい。また、前年度との予定価格の違いは何が理由なのか。

○一般競争入札

**(3) 平成29年度定期健康診断等(赤坂プレスセンター)の業務委託(北関東防衛局横田防衛事務所)**

・一番低い見積りを提出した病院が入札に参加しなかったのはどういう理由からか。また、受注が可能な医療機関は関東甲信越でどの程度あるのか。特殊健康診断できるところが相当数あれば、もっと参加者が増えるのではないか。

・予定価格は診断項目ごとに単価を決めているのか。

・検診車を使用する仕様となっているが、そもそも検診車を使用する必要があるのか。個々に、病院へ行って頂ければもっと安くなるのではないか。

○一般競争入札

**(4) 航空機騒音自動測定装置購入及び設置調整等業務(北関東防衛局企画部)**

・購入する装置の仕様を特定しているため、参考見積り価格の差は調整費だけとなっている。装置の仕様を、他の参加者が、同等程度の品質で、代替できるようなものに緩和できればだいぶ競争性の幅が広がるのではないか。

・応札者の製品以外の装置は使えないという理由は、貴局の独自システムとの接続性、互換性の関係で使えないとの理解か。そこは互換性を修正することはできないのか。

・機器で指定しているのではなくて、仕様書で性能を指定していると思うが、仕様の中でどこが応札者の製品ではなくてはいけないのか、

・仕様書で指定している独自システムに対応している機器を作るのは応札者だけということか。

・過去参加の別の1者は応札者の国内代理店なのか。

・郵便入札でも十分間に合うように行っているところだが、今回に関しては良い結果とならなかった。電子入札については、利用促進を図っていく。

・2者の辞退については1者が「応札予定車種の品質向上変更による応札不可能」の理由となっており、もう1者については「他の入札と重複」との理由となっている。

予定価格の違いに関しては、前年度における乗用車の契約実績等を検討した価格を予定価格としている。

・不参加の理由については、見積りをお願いした時期と、派遣時期の日程等が合わなかったことによる。一番低い見積り価格を提出したところが入札参加しなかった点は検討課題だと思う。特殊健康診断を関東できるところをインターネットで探せるサイトでも確認しているが、全ての業者の確認という点はできていない。入札説明書を取りに来て頂いた業者にもヒアリングしたが、個別の項目において、診断出来ない項目があった。受診者が契約期間内で受診できなかった場合、その病院へ行って頂くことから、その場合の利便性も勘案して今後とも検討していきたい。

・それぞれ項目別ではなく、総価で最も安い病院の見積りで算出している。

・おっしゃるとおり、他の地区では院内検診を実施しているところもある。ただ、本地区は従前から検診車を使用している。

・現在、システムを構築してオンラインで現地から日々データを収集していることから、現在の装置の仕様を、他社製の同等品にすることは難しく現状を維持する形で考えている。

・現行のシステムとの接続性、互換性の関係で使えないのはおっしゃるとおりで、現状で修正するのは難しい。

・現行の精密騒音計をもとに仕様書が作られている。現行のシステムに対応するような形の精密騒音計を作っているのは現在の応札者以外はない。

・おっしゃるとおり、今の機器のみ対応している。

・過去の別の1者は現在の応札者とは関係がない業者が参加していた。

○一般競争入札

(5) 防衛施設放送受信事業検討調査に付属する業務(北関東防衛局企画部)

・ 参考見積り提出業者の情報で、委託内容がタイトとあるが、どの点がタイトなのか。

・ 12万部という量が、業者が限られるという理解でよろしいか。また、時期的に繁忙期であったとの情報があったようだが、この業界は1月、3月が繁忙期なのか。

・ 今回の契約だが、非常に特殊なイレギュラーな契約のため、量や時期などの事業調整することは難しかったということか。

・ 見積り徴収業者は6者で、見積り比較にあたっては3者で算定している理由はなにか。

・ 参考見積り業者以外の業者が参加しているようだが、どのような入札公告の方法をとられたのか。その業者が参加されたきっかけはどのようなものか把握しているか。

・ 12万部という量と考えられる。

・ 業者によって、従業員数等、単純に比較できないが、量に対する差はあると思う。また、繁忙期についても、会社によっても違うとは思いますが、聞き取りでは時期的に繁忙の時期との情報があった。  
なお、本年度も、6月上旬に同様の業務を出したが、3者が入札参加されていることから、1者応札だった理由は時期や量と思われる。

・ おっしゃるとおりで、今回は急遽決まったということ、時期が決まっていること、つまり短い期間に大量の作業をこなさなければならぬ業務となったことが理由と考えられる。

・ 6者見積りをとった中で、最も高い業者と最も低い業者を除外した。また、一部の見積りができない等の業者も除外している。

・ 公告の方法は局のホームページで行った。なお、今回参加した参考見積り業者以外の業者については、事前に参考見積りを依頼したものの、その時点で委託内容に対応できないとの業者だったため除外した経緯がある。

○一般競争入札

(6) 平成29年度北関東防衛局(調達部設備課・建築課)積算補助役務労働者派遣(北関東防衛局調達部)

・ 1者応札となっているが、入札にかかる準備期間は十分に確保したのか。

・ 派遣料金の相場はかなり変動的であり、契約した時間単価は、積算資料に比べて低いと思われるが、何故この単価で契約できたかと考えているのか。

・ 9月上旬に参考見積りは提出されており、履行期間は10月上旬からなので、日程的に厳しい要件ではないと認識している。

・ 参考見積り等の積算資料を検討した上、派遣単価最低価格を採用し予定価格に反映している。落札した業者が対応できる人材に余裕があったのではないかと考える。

○一般競争入札

(7) 航空燃料(JP-5)輸送役務(4月)(北関東防衛局管理部)

(8) 航空燃料(JP-5)輸送役務(11月)(北関東防衛局管理部)

・ 1者応札が続いている中、28年度の2契約のうち、一つが他の業者がとっているが、なにか特殊な事情があったのか。

・ 他の業者が参入することはできなくはないということか。1年のうち、他の業者とタンカーの運行会社が契約する、またはタンカーを確保する等の情報を確認しているのか。28年度が特別だったと理解してよろしいか。

・ タンカーの運行会社と契約業者との資本関係は調べたことはあるのか。優先的な年間契約なのか。

・ 28年度については、他の業者が、フローティングホースを保有しているタンカーの運行会社と当該タンカーを確保した上で入札に参加したともとの認識している。

・ 他の業者が参加する可能性はゼロではないと考える。タンカーの運行会社との契約については、毎年契約している業者に確認したところ、専属ということではないが、基本的には毎年契約をしており、他の業者と契約することはめったにないとのことだったので、28年度が異例だったと思われる。

・ 両者に資本関係はなく、子会社でもないと聞いている。運行会社と契約業者は年間契約ではなく、その都度契約していると聞いているが、結果として過去から同じ業者が契約を続けている。

○委員から意見・質問  
○それに対する回答

<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンカーのフローティングホースは岸壁を持たない硫黄島以外に使用する機会はあるのか。また、硫黄島へ石油を運ぶ機会はあるのか。</li> <li>・このタンカーがない限りは入札参入できないのか。そうせざるを得ない理由があるのであれば、そこはよく把握しておいたほうがよいのではないか。</li> <li>・燃料供給協定で、防衛省は、燃料を調達する際、米軍に自衛隊と同時に行うものとするとなっているが、同時に行う場合、違う業者が行うことができるのか。契約業者が防衛省に燃料供給し、同時に違う業者が米軍に燃料を供給することはありえるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認した限りでは硫黄島しかないと聞いている。輸送については海上自衛隊が年4回程度、硫黄島に燃料輸送しており、その輸送時期にあわせて米軍燃料の輸送を実施している。</li> <li>・当方で確認したところ、フローティングホースを保有しているタンカーが1隻しかないのが現状なので、このタンカーと契約している業者しか入札に参加できないという状況にはなっている。</li> <li>・契約業者が防衛省に燃料供給し、違う業者が米軍に燃料を供給するということはなかったと思う。米軍の輸送時期と海上自衛隊の輸送時期とのタイミングが合わなかったため、米軍と調整し、米軍燃料のみの単独輸送となった事例はある。</li> </ul>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>・なし</p>
<p>2.談合情報案件の処理状況について</p>	<p>・該当案件なし</p>
<p>3.再苦情処理</p>	<p>・該当案件なし</p>

平成30年度 入札監視委員会議事概要

北関東防衛局

開催日及び場所	平成30年6月19日(火) さいたま新都心合同庁舎2号館7階A・B会議室		
委員	木下 潮音(弁護士) 菊池 喜昭(大学教授)	岩谷 眞(不動産鑑定士) 徳力 徹也(大学教授)	長内 温子(公認会計士)

II 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議期間	平成30年1月1日～3月31日			
審議案件数	39件			
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)				
抽出件数	7件	審 議 概 要	【報告事項】 ・指名停止状況について ・契約状況について  【抽出案件】 ・建設工事 ・建設コンサルタント業務等 (1)～(7)北関東防衛局	
職	一般競争(政府調達協定対象)			1件
工	一般競争(政府調達協定対象外)			2件
建設コンサルタント業務等				4件
	意見・質問	回 答		
○委員からの意見・質問	【報告事項】 ○指名停止状況について [特になし] ○契約状況について [特になし]  【抽出案件】 ○建設工事[一般競争入札](政府調達協定対象) <b>(1) 朝霞(29)射場新設建築追加工事(北関東防衛局調達部)</b>			
	・再公告で、東側射場新設工事が追加されているが、なぜこのような発注にしたのか。  ・東側射場を追加したことにより、受注しにくくなったことはないか。東側射場を追加すると契約成立がしやすいとの判断があったのか。	・再公告の直前に、東側射場の仕上げ工事分の予算が追加措置がされたことから、本件工事に含める発注形態となったものである。  ・ご指摘なようなことはないと認識している。なお、東側射場工事の追加は、東側射場を早期に完成形とするための措置であり、契約成立の確保を意図したものではない。		
○それに対する回答	・全体の計画を28年度、29年度で分割して発注している。全体を数年かけてリニューアルするのであれば、複数年予算の契約で全体の整備を一括発注することはできないのか。よく複数年予算による施設整備計画等もあると思うが、本案件では難しかったのか。  ○建設工事[一般競争入札](政府調達協定対象外) <b>(2) 防医大(29)病棟改修建築工事(北関東防衛局調達部)</b>	・本件においては、陸自の運用を踏まえ、東側射場を整備後に西側射場を整備する計画となっていたことから、平成28年度の一括発注とせず、分割発注としたところである。なお、予算措置においても、複数年予算を2カ年に分けて措置する計画とされており、本件では全体整備を一括発注することはできなかったと認識している。		
	・参加申請された2者のうち、1者が辞退し、1者応札となっているが、辞退理由は何か。  ・病院を使用しながらの改修工事では技術的に新規参入が難しいと考えられるが、このような病院改修工事において、多少技術的に難しくても競争参加者を増やすための工夫を何か検討しているか。	・辞退した1者からは、本件工事の入札公告期間中に他工事を受注し配置予定技術者が本件工事に配置出来なくなったためと聞いている。  ・検討事項としては、①再公告時に求める実績を制震構造に限定せず、耐震補強工事に緩和した。②防衛医科大学校において進捗中の他工事受注実績があれば、配置予定技術者を兼ねることができると可能とした。		

・再公告における条件緩和は、不落、不調対策としては有効だが、逆の視点では、現に防衛医科大学に工事を行っている会社が有利になるのではないかと思う。公告時点で、本件の契約業者以外に防衛医科大学で工事を受注している業者はいたか。

・公告時点で、本件工事の契約業者以外にも防衛医科大学の工事を受注している業者は存在していたところであり、ご指摘のようなことはなかった。

○建設工事〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
**(3) 市ヶ谷(29)衛生設備改修工事(北関東防衛局調達部)**

・本工事も含め、今回第4半期は、比較的大型の工事、1者応札になりがちな改修工事が多い気がする。

しかしながら、年度末に工事が集中しないように考えられており、件数は少なくなっている。年度当初から発注を早める、年度末に発注を集中させないという点については体制が整ってきたのではないかと思う。今後も早期発注に努力されたい。

・ご意見を踏まえ、今後も早期発注に努めて参りたい。

○建設コンサルタント等業務〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
**(4) 朝霞(29)構内排水整備土木設計(北関東防衛局調達部)**

・1者が低落のヒアリング辞退で無効となっているが、コンサルタント業務の場合は材料費の価格ではなく、どちらかという人件費であり、低入札調査も十分に考えられる調達である。このことを踏まえると調査基準価格の設定が比較的高めなのではないかとの思いがあるが、調査基準価格算定にあたっての率は固定的なものなのか。それともこの案件固有の考え方なのか。

・調査基準価格の割合については、本省からの通知文書等で算定方法が定まっており、本件業務で特別に率等を定めているものではない。

・コンサルタント等業務は価格の積算に幅があるので、予定価格の算定方法についてはやはりどうしようもないのか。ヒアリングにより確認すれば良いとの考えか。

・コンサルタント業務に係る積算価格は、本省からの基準に従い算定しており、本件のみ特別な計算をすることはない。調査基準価格を下回った場合はヒアリングにより確認することとなる。

・ヒアリングに対応する負担が大きいということなのか。技術評価点が高いのに、安い価格で入札してしまうと、ヒアリングの負担を考慮し辞退しているのではないか。

・調査基準価格を下回ると、競争参加者側がヒアリングを敬遠し辞退する傾向にあるのは、ご指摘のとおりと考えている。

・現在、技術者は不足しており、次々仕事もあるからか、調査基準価格を下回ったのであれば、ヒアリングに応じてまで仕事をとらなくても良いと思うのではないか。

・そのように判断する事情も参加業者側にはあると思う。

○建設コンサルタント等業務〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
**(5) 百里(29)土木工事監理業務(北関東防衛局調達部)**

・金額が小さいというのが参加者が少ない理由なのか。

・金額が小さいという点も競争参加者が少ない理由の一つと考えられるが、これに加え、履行場所の百里基地が都心から離れている点も一因ではないかと考えている。

・この業務を受けた業者は地元の業者か。また、ある程度実績作りとして受注したいという業者側の思惑も考えられるか。

・本件業務の受注者は、都内の業者である。また、ご指摘のように、実績作りとして当局業務の受注を希望する業者側の思惑はあると思う。

○建設コンサルタント等業務〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
**(6) 百里(29)汚水排水施設調査(北関東防衛局調達部)**

○委員からの意見・質問

○それに対する回答等

- ・ 入札方式はNo.6、No.7とも電子入札なのか。また、先ほどの情報によると公告資料を入手した会社は多数あるようだが、それぞれ1者応札で落札率も高い。年度末、技術者不足ということで、それぞれ比較的大手の業者だが、ほかに希望者はなかったのか。これを改善していくためにどのような考えがあるのか。

- ・ 他の基地では同じような案件を別の業者が受注しているのか。

- ・ 実績という意味ではそういうところがなぜ参加できなかったのか。経験値がいるというのなら、他の基地でやっている業者がまた参加してもいいのではないのか。

- ・ 似たような業務を、同一基地で過去に受注した業者が繰り返し受注するという傾向はあるのか。

- ・ No.6、No.7のいずれも電子入札を実施している。2件とも自衛隊特有の特殊性があり、根幹のインフラを調査する重要な案件で豊富な経験や高い技術力が求められる。このため、調査業務ではあるが総合評価方式を採用し、一定の技術力を持った企業の参入を促していく考えである。

- ・ 自衛隊の運用に直結する重要インフラの調査検討は全国的に行われており、別業者の受注実績はある。

- ・ その点についてのヒアリングは行ってはいないが、自衛隊のインフラに詳しい技術者の確保が難しく、参入を見送る傾向にあるのではないかと考えている。

- ・ ご指摘のような傾向はないと承知している。なお、他のところで類似の業務を経験した業者が別基地の受注者となっているケースはある。

○建設コンサルタント等業務〔一般競争入札〕(政府調達協定対象外)  
(7) 古河(29)給水施設整備調査検討(北関東防衛局調達部)

- ・ 契約自体は年度末、履行期限が来年度末で特にスケジュール的にはタイトではない。履行期限は約1年後で、金額的にもそんなに安い契約ではないので、なぜもっと他の業者が参加していないのかと思う。特殊な業務であればもっと周知すれば良いと思う。場所的な問題なのか。

- ・ 電子入札ということなので、他の業者がきたとか、何社参加しているのかなどは基本的に分からないということが良いか。

- ・ そういう意味では、業者間で事前の調整を行っていることはないと思うが、この金額で1社となると競争性が働いているか心配である。なおかつ低い価格で入札すれば低入札調査になるのであれば、もう少し工夫が必要ではないのか。

- ・ この入札参加条件であればもっと経験した業者がいるのではないのか。類似業務も合わせればもっと参加業者がいるのではないのか。

- ・ No.6、No.7の案件とも大手のため、当然基地のことも地域のことも分かっていると思うが、だからこそなぜ大手1社なのかというところが委員としてどうかと思う。できるだけ競争性を高める努力をして頂くのが重要だと思う。

- ・ 百里基地、古河駐屯地は都心から離れており、場所的な要因が影響していると考えている。

- ・ 電子入札システム上では、他に何者参加しているかについて、互いに分からないようになっている。

- ・ 当局としても、複数社から見積りをとり、多数の入札参加を促していたが、結果的に入札参加者が1者となってしまった。ご指摘のとおり、競争性を高めるための方策を引き続き検討して参りたい。

- ・ 本件は、比較的特殊な調査であるが、他の自衛隊基地等の類似業務を経験した業者はいると思う。

- ・ ご意見を踏まえ、今後とも競争性を高めるための努力を継続して参りたい。

2.談合疑義案件の処理状況について 報告なし	
3.入札結果の事後的・統計的分析結果について(公正入札調査会議への報告内容の確認等)	
審議概要	・順位傾向、落札率 ・応札率、調査項目別の平均落札率等、低入札／不調事案の分析
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	特になし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし
4.再苦情処理(再説明請求回答)	該当案件なし